

鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業着手希望日の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には、県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いが全て完了した日です。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出又は概算払請求書の受理後、適正と認められた場合に支払います。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部 水産振興局 水産振興課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7313 suisan@pref.tottori.lg.jp